

にいはま 農業委員会だより

—第44号—

令和3年12月1日

編集・発行
新居浜市農業委員会
新居浜市一宮町1-5-1
電話 0897-65-1313(直通)

印刷 (株) ハラプレックス



景観形成作物取組事業

主な内容

- ◎ 会長あいさつ・委員紹介 2 P
- ◎ 農地パトロールについて 3 P
- ◎ 人・農地プランについて 4 P
- ◎ 農地の適正管理について 5 P
- ◎ 農地転用許可について 6 P
- ◎ 農地法第3条について 7 P
- ◎ 農業者年金・青年農業者協議会 8 P
- ◎ 鳥獣対策・認定農業者について 9 P
- ◎ 委員活動報告・景観形成作物取組事業 10~12 P

農業委員会総会は毎月**5日**です。

(ただし休日の場合は翌日となります。)

**農地法第3・4・5条の
申請締切は毎月**15日**ですが**
異なる月もありますので、農業委員会事務局に
ご確認ください。

農業委員会は、農地法に基づく売買・賃借の許可、
農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導
などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されており、新居浜市では19人の農業委員と14人の農地利用最適化推進委員によって構成されています。

第二十四期農業委員会が、令和二年七月二十日に発足し、約一年半が過ぎました。昨年に引き続きコロナ禍による活動の制限もありますが、農業委員・農地利用最適化推進委員が力を合わせ、農地パトロールや農地台帳調査など地域の農業者の実態を把握し、農地の利用の最適化を推進しております。

昨年七月に市長へ意見書を提出しました。内容は、「担い手の確保と育成」「地産地消の推進と食育の充実」「有害鳥獣対策支援策の強化」「計画的な農業生産基盤整備の実施」です。新居浜農業の長年の課題であり、市や関係機関と協力し前進するよう、人・農地プランの実質化、実行に向けて、地域の皆様と共に考え、農地利用の最適化を推進していきます。引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



新居浜市農業委員会
会長 藤田 幸正

垣生

会長あいさつ

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

農地利用最適化推進委員		
議席	氏名	住所
1	岡田 悅明	新須賀町一丁目
2	安藤 育雄	沢津町二丁目
3	加藤 宏司	宇高町五丁目
4	岩崎 紀生	田の上四丁目
5	小野 義尚	落神町
6	井下 八郎	荷内町
7	高橋 真次	船木
8	藤田 隆	船木
9	田坂 健次	光明寺一丁目
10	眞鍋 哲哉	中筋町一丁目
11	竹林 義孝	萩生
13	高橋 秀実	萩生
14	神野 鉄治	大生院

※12 小泉禮造委員は辞任されました。



農業委員・農地利用最適化推進委員は農家の代表として、遊休農地の解消、農地の利用調整、農地の違反転用の防止など様々な活動を行っています。

ご相談・ご質問等ありましたら、各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にお声かけください！

農業委員		
議席	氏名	住所
1	片上 和彦	久保田町三丁目
2	岡田 充	宇高町五丁目
3	藤田 幸正	垣生六丁目
4	村上 壽一	又野二丁目
5	塙見 敏夫	郷三丁目
6	寺尾 俊行	阿島三丁目
7	横井 直次	多喜浜一丁目
8	藤田 健太郎	船木
9	宇野 賀津美	船木
10	古川 一豊	寿町
11	高橋 征三	星原町
12	小野 春雄	角野新田町二丁目
13	曾我部 英敏	北内町一丁目
14	伊藤 繁次郎	中村一丁目
15	土岐 若水	萩生
16	伊藤 慎吾	大生院
17	渡邊 勝俊	大生院
18	松木 ワカ子	河内町
19	山口 三七夫	桜木町

新居浜市農業委員会 検索



農地パトロールの実施は、農地法第三十条で定められており、年に度行われます。去年の調査と比較すると、筆数で22筆、面積で約2.3ヘクタールの遊休農地が増加しました。

また、遊休農地となってしまった耕作地の所有者・小作人の方には、「農地における利用の意向についての調査票」をお送りしますので、ご協力をお願いします。



農地パトロールは、毎年、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の無断転用防止と早期発見を目的とし、各地区の農業委員・農地利用最適化推進職員・農林水産課職員・農地整備課職員・農業委員会事務局職員で行っています。

令和3年七月から八月までの間、農地パトロールを実施しました。

農地パトロールを実施じました



農地パトロール集計結果

(調査期間：令和3年7月～8月)

	支所	遊休農地		全農地に占める遊休農地の割合
		筆数	面積 (m ²)	
1	本 所	24	15,061.00	2.10
2	高 津	8	9,219.00	1.14
3	垣 生	27	16,923.00	2.23
4	神 郷	103	60,335.00	4.57
5	多 喜 浜	85	66,349.34	6.49
6	船 木	142	79,138.98	4.55
7	角 野	14	12,148.00	1.27
8	泉 川	59	29,862.19	2.26
9	中 萩	102	78,238.00	3.57
10	大 生 院	61	52,487.19	4.11
11	大 島	474	216,578.82	29.66
12	別 子 山	67	68,699.00	14.55
合計		1,166	705,039.52	5.30

人・農地プラン

地域の話し合いを活性化するため、市町村、農業委員会、JAなどが一体となって、「人・農地プランの実質化」を推進しています。



農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるもの。

「人・農地プランの実質化」とは？

○農業者の年齢と後継者の有無をアンケートで確認

○これを地図化し、5～10年後に後継者がいない農地を「見える化」

○これを基に、農業者、市町村、JA、農業委員会などの関係者が徹底した話し合いを行い、5～10年の農地利用を担う経営体の在り方を決める

(将来の農地利用を担う経営体になる人がいない場合には、新規就農者や入作を希望する認定農業者などの地区外からの受け入れを促進する方針を定めます)



各地区でプラン作成に向け、話し合いが行われました！

(2021年3月)

＜神郷地区＞

幹線道路沿いは、ある程度の市街化が進行しており、農家も減少しているが、場所によっては優良農地が広がっている地域が存在している。

本地域では、イチゴの栽培農家が比較的多い。



＜船木地区＞

西部は水田が多く、東部は畑作が多い地域となっている。特に東部は優良な農地が広がっており、また山に近い地域は果樹等の栽培も行われている。

西部は高速道路のインターチェンジがあり、周辺農地について分譲開発が進んできている。

共通の課題

農家の高齢化が進んでおり、担い手の確保が必要。
また、イノシシ、サル等による鳥獣被害も発生しているため、対策が必要。

新居浜市は以下の10地区

本所・金子地区、高津地区、垣生地区、神郷地区、多喜浜・大島地区、船木地区、泉川地区、大生院地区、角野・別子山地区、中萩地区



～農地を所有のみなさまへ～

農地の適正な管理をお願いします!!

遊休農地の発生は、農業生産効率を低下させるばかりでなく、地域活性化を阻害する要因となっております。

耕作を放棄されている農地は、雑草の繁茂などにより、近隣農地の経営に迷惑をかけるだけでなく、有害鳥獣の住処や通り道になったり、病害虫の発生、ごみの不法投棄や火災の原因になるなど周辺に悪影響を及ぼすことになります。定期的な草刈りを行うなどして、農地の適正な管理をお願いします。

農業委員会では、雑草の苦情を受けた耕作放棄地の所有者や耕作者に、農地の適正な管理のお願いの文書を送付しています。草刈りなどを自分でできない場合は、シルバーメンバー人材センターまたはJAえひめ未来に依頼（有料）してください。

・農地法第2条の2

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。



耕作放棄地解消促進事業にかかる大型トラクターなどの利用について

大型トラクターは、JA各支所の共同機械で耕起などが困難な耕作放棄地で利用可能です。なお、面積や形状、進入路がない場所などにより利用できない場合があります。

(ほ場の端から50cmほどは刈り取りができません。)

お問合せ JAえひめ未来 新居浜経済センター ☎41-5701



相続登記をお願いします！

所有権や賃貸借等の権利を相続により取得された方は、農業委員会への届出が必要です。

小作権の相続も忘れずに！

小作権（賃借権）が設定された農地の耕作者が死亡した場合、耕作をする権利は相続人に継承されます。遺産分割協議の際、小作権（賃借権）についての話し合いも忘れず、書面に残しておくことが大切です。相続された方は、農地台帳の名義を変えるために農業委員会に届出をしてください。

農業経営基盤強化促進法による 利用権設定

～安心できる農地の貸し借りについて～

利用権設定で貸し借りを行う場合は農地法の手続きを行う必要はなく、農業委員会の許可を経て、市が「農用地利用集積計画」を作成し、公告することによって効力が発生します。期間が満了すると契約は終了します。

また、期間満了前に終了などの通知をします。双方の申出があれば、再設定することもできます。

詳しくは、農業委員会事務局（☎65-1313）まで

農地の転用には許可が必要です!

農地転用制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図ることを目的としており、農地転用する際には、あらかじめ愛媛県知事の許可を受ける必要があります。転用許可是農業委員会で申請内容を審議した後、愛媛県へ進達します。

なお、農地を転用して住宅等を建築する場合は、農地法以外にも農業振興地域に関する法律（農振法）や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許認可等が得られる見通しがない場合は農地転用の許可がされませんので、農地転用の際には、必ず関係機関と事前協議を行ったうえで申請してください。



注意

※農地転用申請書等の作成を行政書士以外の人が、依頼を受け報酬を得て、業として行なうことは、法律により禁止されていますので、代行申請を依頼される場合は、必ず行政書士にご相談ください。

もしも許可を受けずに転用したり、
許可通りに転用しなかったら・・・



許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなります。その場合、知事は、工事の中止や原状回復等の命令を行うことができることとされています。また、罰則の規定もありますのでご注意ください。なお、許可後において転用目的を変更する場合、事業計画の変更等の手続きを行い県知事の承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

農業委員会総会審議状況

	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農用地利用集積計画	
	農地の賃貸借・売買等		自己所有地を転用する場合		権利を設定・移動して転用する場合		認定農業者等への賃貸借等	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成30年	34	31,263.00	12	7,053.00	176	152,307.25	86	136,586.91
令和元年	25	33,531.00	8	2,871.00	178	177,328.57	109	177,893.91
令和2年	42	50,778.05	7	4,684.00	150	111,342.90	156	221,905.94

農地の売買・贈与・貸借等には 農業委員会の許可が必要です

農地の売買・贈与・貸借等を行う際には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意ください。

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

農地法第3条の主な許可基準



- ① 申請を行う農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。**(全部効率利用要件)**
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。**(農地所有適格法人要件)**
- ③ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事(原則、年間150日以上)すること。**(農作業常時従事要件)**
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が、30アール(下限面積)以上であること。**(下限面積要件)**
- ⑤ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。**(地域との調和要件)**

※下限面積は、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、農業委員会で面積を定めることとなっています。新居浜市内の下限面積は全域で30アールに設定されています。①の全部効率利用要件は、違反転用の土地があれば認められません。

農地台帳調査へのご協力のお願い

農地台帳調査として世帯員及び就業状況・農機具の保有状況・借受等の意向についてなど調査員(農業委員・農地利用最適化推進委員等)が12月中旬(予定)からお伺いしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

農業委員会事務局 ☎ 65-1313

全国農業新聞のお知らせ

「農地を守り、担い手を応援する専門紙」 農業経営、暮らしに役立つ情報満載

- ・発行日 毎週金曜日
 - ・購読料 月額700円(税込)
- 購読のお申し込みは農業委員会事務局まで

農業委員会のホームページをご利用ください!!

貸したい希望の農地を探したり、農地法の手続きに必要な書類をダウンロードすることができます。また、景観形成作物取組事業の園児招待の様子を見ることができます。

是非、ご利用ください。新居浜市
ホームページからアクセスできます！

新居浜市農業委員会 検索



老後生活
への備えは
十分ですか?



老後の備えは 国民年金 + 農業者年金!

Nou
NEN

払った保険料は

全額社会保険料控除の対象!

運用益は非課税!

農業経営の状況に応じて

保険料を増額し、節税額をアップ!

※農業者年金の加入には、
「国民年金第1号被保険者であること」
「年間60日以上農業に従事していること」
「60才未満であること」
の3つの要件を満たしている必要があります。

**農業者年金が
さらに便利になります!!**



令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいように、保険料が引き下げられます。
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます。)



令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。
(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます。)

農業者老齢年金：65歳以上 75歳未満
特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます。
(60歳以上 65歳未満の方も加入できます。)

詳しくは… 農業者年金基金 検索

●加入手続きについては、

J Aえひめ未来 (37-1003) または
農業委員会 (65-1313) にお問合せください。

新居浜・西条地区

青年農業者協議会に加入しよう!!

●青年農業者協議会とは？

新居浜市・西条市で農業に取り組んでいる10代～40代の青年農業者が、地域農業の課題解決に向けたプロジェクト活動や、他市町の青年農業者、消費者等と交流活動を行い、農業技術の習得と地域農業の発展に向けた取り組みを行う組織です。



●どのような活動をしているの？

- ・プロジェクト活動：地域産業の振興に向けたテーマを設定し、課題解決活動に取り組む
- ・先進地視察研修：県内外の先進地等で技術や経営について学ぶ
- ・交流会：青年農業者だけでなく、認定農業者、消費者等と情報交換を行う



●どうやって加入するの？

事務局に連絡していただき、書類に必要事項を記入すれば入会できます。

～お問合せ先～

事務局：東予地方局農業振興課

☎ 0898-68-7322

1人2,000円（1年間）必要です。

鳥獣による被害

愛媛県内で捕獲されたイノシシの平成5年と平成27年を比べると10倍以上になっています。しかしながら、農作物等被害額も2倍以上となっています。

現在の対策は、捕獲のみに頼ったものが多く、被害軽減に結び付いていません。また、捕獲と共に、対象鳥獣にあわせて適正に柵を設置した地域では、被害に大幅な改善がみられます。

Q & A

Q 鳥獣に農作物が食べられる被害に遭いました。どのような対策がありますか？

A 鳥獣被害対策で重要なことは、以下の3つを総合的に実施することです。

- ①環境改善：鳥獣の棲み処になる藪をなくし、エサになる残渣を放置しない
- ②防護柵：鳥獣種に応じて適正な防護柵を設置
- ③捕獲

Q 光・音・匂いでイノシシを追い払うグッズが販売されていますが、どのグッズに効果がありますか？

A イノシシは警戒心が強いため、視覚・聴覚・嗅覚で普段と違う情報を知覚すると警戒を示しますが、自分にとって問題がないと分かると警戒しなくなります。

一時的に忌避行動を取ることはありますが、光・音・匂いには慣れが生じるため、継続して行われる農業の上では、残念ながら効果がありません。

農地に防護柵を設置する場合に、資材購入費の一部を補助する制度があります。**(資材購入前に申請が必要)**

補助金の申請や、被害対策のご相談がありましたら、
新居浜市農林水産課（☎65-1262）にお問合せください。



認定農業者になりませんか？

▶認定農業者とは？

認定農業者とは、農業経営の改善を行うための「農業経営改善計画」を作成し、愛媛県や新居浜市に認定された農業者のことです。



▶認定の要件

新居浜市が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による基準を満たし、5年後に330万円以上の所得が得られる計画を作成することが主な要件です。

▶認定農業者のメリット

各種補助事業の優先採択や、融資を受ける際の利子補給など、多くのメリットがあります。

▶認定農業者になるには？

5年後に330万円以上の所得が得られる計画を作成し、申請していただきます。申請にあたっては、農林水産課までお問合せください。なお、ご自身の計画書作成が不安な方には作成支援も行っておりますので、お気軽にご相談ください。



農業委員より活動報告



土岐 若水 委員

「農業と有害鳥獣被害」

農業委員に就任し約一年になります。私の地区は萩生地区的北方、馬渕地区です。私共の地域の北JRと金子山の間の農地約五ヘクタールについて、自分の子供のころには夏には水稻を中心とした作付け、冬には麦作を人力と牛馬による耕起を家族全員で行っていました。

現在では、農業用機械が発達し、少人数で農作業が出来る様になり、子供たちは百姓の手伝いをしなくなり、成人すると独立し、後に残った高齢者が細々と営農を続けるといった悪循環により後継者のいない状況が起これり現在の後継者不足が起つてゐるのではないか。それに加えて大きな問題として猪の出現です。この猪の食害に耕作意欲をそがれ、当該地域でも、昨年は水稻作付ゼロ、90%以上が耕作放棄地と化しています。

農業委員を始めて、ある人からどこか農地を貸してもらえるところがないかと言われ、土地はあるけれど猪が出るよと答えざるを得ませんでした。猟友会の方たちが毎年犬を使っての銃器による狩猟を続けておりますが決定的な獵果がなく苦慮しているところです。

今一つ、中間管理機構や、使用貸借では、当該土地が相続されていなない場合は、申請時に関係者全員の印が必要となります。今回自分が関係した中にも相続のできない方が数件あります。相続登記を忘れずにしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。



寺尾 俊行 委員

「農業委員としての活動報告」

第二十四期農業委員として、振り返ればいろいろの長き思いの一年が過ぎました。

この間の主な活動は、総会、役員会への出席、遊休農地、耕作放棄地の調査、農地情報の収集、各戸を訪ねる農地台帳調査等です。農地台帳調査では「農業に対する考え方、思い」をお話しする方もおられ、お叱りを受けながらも地域の方々とのコミュニケーションも図れる有意義な訪問でした。担当区域を回つて目の当たりにすることは遊休農地、耕作放棄地の数の多さ、広さでした。これらの農地は地域の周辺、山間部に多くあり、猪、猿などの隠れ場所となつている状況です。地権者の方を訪ね、いろいろお話をしますが農業従事者の高齢化、後継者不足、農道の未整備、有害鳥獣、米価の問題に突き当たり苦慮しています。

これらの問題を含め、令和二年七月に農業委員会からも、「担い手の確保と育成の項目」では特に新規就農者の育成支援対策、後継者対策、定年退職者等への就農支援、農作業の請負事業の立ち上げ等。「地産地消の推進」は農業従事者と消費者との結びつきの強化等。「有害鳥獣対策支援策の強化」は関係機関との連携等。四「計画的な農業生産基盤の整備」は、大雨等の災害に強い基盤整備の推進等の意見書を市長へ提出しています。この事項を受け、農林水産課では就農相談会を開催しています。

活動を通じて農業委員の果たす役割は大きいと責任を痛感いたします。これから農業も様変わりしていくと思いますが、「農業委員会だより」に掲載されている活動を通じて今後も地域に密着した前向きな活動となるよう努めていきたいと考えます。



この事業は遊休農地の発生防止対策として行われています。チューリップやポピー、ひまわり、コスモスの作付けをし、開花時には近隣の園児やお年寄りの方々に安らぎと自然学習の場を提供すること、そして遊休・荒廃農地の発生へ警鐘を鳴らし、農地性の保全への啓発を目的としています。

景観形成作物 取組事業

船木地区

今年は、コロナウイルスの関係で毎年行っている園児招待はできませんでしたが、近くの園児の皆さんか、お散歩で立ち寄ってくださいました！



令和二年農業委員の改選に伴い、船木の農業委員に就任することになりました。

また、景観形成作物取組で船木ほ場の責任者に推薦されました。なにもわからないまま、船木・泉川・角野の委員の方々の力を借り、チューリップ、ポピー、ひまわりの作付けをしていますが、一年間に耕作をいつ頃して、いつ種をまいていけばいいかななど、わかるようになります。

開花時には、近隣の園児やお年寄りの方々を招待しています。

また日々の活動では、遊休農地、耕作放棄地の調査、農地台帳の調査（船木の久保原・元船木地区）を回っています。調査をして、高齢、後継者がいないために耕作放棄地になつていると感じています。

船木の畠を借り作物を作ってくれている他の地区の人の仲介に話を聞いたり、時間がある時には、農地のパトロールをしています。

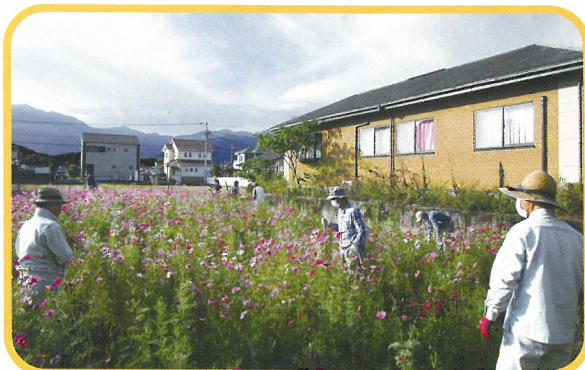


宇野 賀津美 委員

「農業委員としての活動報告」

川東地区

耕起・播種・草刈り等、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が管理しています！



大生院地区

ひまわりやポピーなど、時期によって様々な花を育てています。
ぜひ、お立ち寄りください！



現在、市内3か所で行っています。(川東・船木・大生院)
詳しい情報は新居浜市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/nougyou/>

